

岩手県告示第643号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨沿岸広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成24年9月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 下閉伊郡田野畑村明戸地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年9月10日から平成25年1月25日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量及び路線測量）